

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2025 年 8 月 4 日

第 2 次トランプ政権における関税政策への対応について（更新版） ～日米協定合意と追加関税対応策の見直し・移転価格への影響～

Executive Summary

- 米国トランプ大統領は、7 月 31 日に「相互関税」に関する大統領令に署名し、8 月 7 日から、世界各国に対して相互関税が課せられることとなった（日本には 15% の関税率）。トランプ大統領が、新たに導入した相互関税や品目別関税が、今後、一定期間継続することも想定して、サプライチェーン関連取引を可視化し、追加関税政策の影響を把握・最適化するとともに、合わせて、移転価格税制の実務的対応策を検討することが推奨される。
 - ① 短期的には、サプライチェーン関連取引を正確に可視化し、新たな関税政策による追加負担額の把握・最小化を行うとともに、取引価格の調整について整理し、米国が関連する移転価格事前確認（Advance Pricing Arrangement：以下「APA」）へ対応していくことが求められる。
 - ② 中長期的には、可視化したサプライチェーン関連取引に係るリスク管理の改善と、サプライチェーンの再構築等に係る柔軟な意思決定を可能にするシステムの構築が望ましい。

2025 年 1 月 20 日に発足した第 2 次トランプ政権の『アメリカファーストの貿易政策』に基づき、米国の輸入品に対する大規模な追加関税政策の導入が予定されていたが、特に 4 月 2 日に発令された大統領令に基づくいわゆる相互関税は、広範かつ高率の追加関税賦課となるものであり、企業活動等への影響は甚大なものとなることが懸念された。しかし相互関税については、中国を除くほとんどの国に対して政府間協議のための猶予期間を設ける趣旨で、実施直後に 90 日間の停止が決定され、さらに 90 日の期限到来直前に猶予期間の延長が決定されるなど、ますます不透明感が高まっていた。日本政府は、4 月の猶予期間開始以降、米国政府と複数回の協議を行ってきたが、トランプ大統領は延長後の猶予期間が経過する 8 月 1 日以降、日本に 25% の追加関税を適用する意向を示し、日本側に書簡も送付していた。

そうした状況の中、7 月 23 日（日本時間）、日米協議の結果として、日本の対米新規投資や米国輸入の拡大と併せて、対米輸出品について 15% の相互関税を適用することで合意に至ったことが公表された。また、7 月 31 日、トランプ大統領は、各国に変更後相互関税率を課す大統領令に署名した。新たな関税率は、8 月 7 日（米国東部夏時間午前 0 時）から適用される。

本ニュースレターでは、グローバルにビジネスを展開する日本企業に特に影響が大きいと考えられる本追加関税政策及び今回の日米協議の合意枠組みについて解説するとともに、追加関税政策を受けた、関税及び移転価格管理への影響と対応策に関わる考察を行う。

1. 日米協議の合意内容の概要

7 月 23 日、トランプ氏は自身の SNS 上で、追加関税政策に関わる政府間協議について日本と合意に至った旨を公表、その後、ホワイトハウスは、日本との合意内容に関するファクトシートを公表した。（[Fact Sheet: President Donald J. Trump](#)）

[Secures Unprecedented U.S.–Japan Strategic Trade and Investment Agreement](#)（The White House ウェブサイト（英語））また、7 月 31 日に署名された大統領令により、新たな関税率は 8 月 7 日（米国東部夏時間午前 0 時）から適用されることが決定された。各国へ適用される相互関税率は、大統領令の付属書 I に記載されている。（[Further Modifying the Reciprocal Tariff Rates](#)（The White House ウェブサイト（英語）） 付属書 I に記載のない国については、10%の追加関税率が適用される。

一方、7 月 25 日、石破総理は第 6 回米国の関税措置に関する総合対策本部を開催し、日米協議の合意内容の概要が公開された。（[米国の関税措置に関する日米協議：日米間の合意（概要）](#)）（[内閣官房ホームページ](#)）

米国政府の発信では、本合意は、米国と日本の強固で永続的な関係を反映し、両国の相互利益を促進するものであり、経済安全保障及び国家安全保障、エネルギーの信頼性、そして相互貿易において連携することで、共通の繁栄、産業の強靱性、そして技術的リーダーシップの基盤を確立するものであると位置づけられている。

この協定の一環として、米国は国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act：IEEPA）に基づき日本からの輸入に適用する相互関税率を 15%に設定する。今回の協定合意により、1962 年通商拡大法第 232 条に基づき 25%の追加関税が適用された自動車及び自動車部品の適用関税も 15%となる。なお、本合意には、農産品を含め、日本側の関税を引き下げること含まれていない。

協定に基づく合意の概要は以下のとおりである。なお、本概要は、7 月 25 日付内閣官房米国の関税措置に関する総合対策本部事務局の公表資料に基づく。

■ 米国の関税措置の見直し

- 相互関税として追加関税 25%（8 月 1 日以降）→15%（含：MFN 税率）（注）
（注）MFN 関税率が 15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については 15%となる。
- 自動車・自動車部品関税 追加関税 25% →15%（含：MFN 税率）（注）
（注）自動車の場合、MFN 税率は 2.5%。自動車の追加関税は半減
- 半導体・医薬品関税 仮に分野別関税が課される場合も日本を他国に劣後する形で扱わない。

■ 経済安全保障面での協力

- 日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な 9 つの分野等（注）について、日米がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを米国内に構築していくため、緊密に連携。
（注）半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI／量子等
- 日本は、その実現に向け、政府系金融機関が最大 5,500 億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供することを可能にする。出資の際における日米の利益の配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1：9 とする。

■ 貿易の拡大

- 日本は、以下の事項に関連する対応をとる（農産品を含め、日本側の関税引下げは含まれていない）。
 - ✧ バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品、及び半導体、航空機等の米国製品の購入の拡大
 - ✧ ミニマム・アクセス（Minimum Access, MA）米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保
 - ✧ LNG 等米国産エネルギーの安定的及び長期的な購入。アラスカ LNG プロジェクトに関する検討。

■ 非関税措置の見直し

- 日本は、日本の交通環境においても安全な、米国メーカー製の乗用車を、追加試験なく輸入可能とする。
- 日本は、クリーンエネルギー自動車（Clean Energy Vehicle, CEV）導入促進補助金の運用に関して適切な見直しを行う。

2. サプライチェーン戦略の検討には取引の可視化と体制の整備が必須

企業にとってサプライチェーンの課題を効果的に解消する仕組みを検討することが常に求められるが、現在の状況下においては、これまでよりも厳格にサプライチェーン戦略を評価し構築する必要が生じている。



トランプ政権の新しい関税政策の影響を軽減するための選択肢を模索するには、原価項目、製品フロー、サプライヤーの選択肢等様々なサプライチェーンの要素を詳細に検討する必要がある。今後のサプライチェーンの検討は、one-time の費用対効果分析によるものでは十分とはいえない。関税の影響を含めサプライチェーン関連取引を正確に可視化し、状況に応じた迅速な行動が行える基盤を整えることで、リスク管理を改善するとともにシステムを強化し、貿易管理の調整に対応できる仕組みを構築することが求められる。

また、実際のサプライチェーンの検討には、人的資本及び税務の検討が欠かせない。サプライチェーンの重要な変更は人的資本の拡充・移動等を伴う可能性が高く、その実現可能性が戦略を遂行する上での足枷となることも考えられる。したがって、戦略の検討時には潜在的な人的資本の問題を事前に把握しておく必要がある。

なお、税務上の検討はサプライチェーンの検討の基盤となるものである。関税分類、原産地、関税評価額等の直接的な関税要素の検討については、別途、Newsletter を配信予定であるが、当該検討を行っていく中で、合わせて、関税評価の基盤となる移転価格の取扱いの確認も必要となる。移転価格税制は、独立企業間原則に基づく適切な利益の配分を決めるものではあるが、これまでにない関税政策の導入に伴い、国別の「適切な利益」についてのルールが大きく影響を受ける可能性が認められる。移転価格の取扱いについては、税務当局との見解が異なる場合に、更正金額が多額に及ぶことが多いことから、リスク管理の項目として重要度が極めて高い。さらに現在の状況下において、国際的な規範となる「独立企業原則」の解釈についても不透明さが高まっている。

不確実性に対応するため、対米輸出を行う企業は、移転価格税制・関税の影響も考慮したグローバルサプライチェーン戦略の検討が必要となるだろう。特に、今回の追加関税措置は、対象国も対象製品も広範であり、その影響範囲が極めて大きい。これまで関税やその他の貿易措置を視野にいたしたサプライチェーンの検討に重点を置いてこなかった企業も、グローバルサプライチェーンの包括的な把握、対米輸出製品のサプライヤー、原産地、取引フローなどの実態調査を行い、税コスト増の影響を緩和するオプションの検討を進めることが推奨される。あわせて、グローバルなサプライチェーンの管理体制として、移転価格及び関税の要素も含めた取引の可視化を行い、迅速な意思決定を行えるシステムを構築することが望ましい。

不確実性の高い状況下において、各国の政策動向を注視するとともに、最も適切なサプライチェーンを構築し、当該サプライチェーンで自らの採る移転価格方針について合理的な説明を準備しておくことが企業価値を維持するための防御策と考えられるだろう。

3. 米追加関税政策及び日米協定の移転価格実務への影響

日米合意を受けて米国追加関税の日本企業の移転価格実務への影響としては、前回 4 月発出 [Japan Tax Newsletter \(4 月 15 日号\)](#) 記載のとおり、引き続き、(1) 米国への輸出に係る移転価格調整及び (2) 日米事前確認の対応が課題として挙げられる。

(1) 米国輸出に係る移転価格調整

今回の追加関税政策による米国輸入価格上昇の影響で、米国拠点の売上原価が増加し、利益水準が関税発動前と比較し大幅に低下する可能性がある。米国子会社の利益水準を一定に管理する移転価格ポリシーを実行している場合には、関税負担後の米国関連者の利益水準が独立企業間利益率となるように移転価格調整を行うべきかどうか論点となる。

低下した利益水準に基づき、関税負担後の米国関連者の利益率がターゲット利益率となるように調整を行えば、追加関税の負担は、日本の親会社等のグループ内の他の関連者に転嫁されることになる。移転価格管理の一環として、仕切価格の調整、ロイヤリティー等の調整、価格調整金の支払等を検討するに当たり、関税負担前と負担後、いずれの利益水準を基準とすべきかには、本追加関税に関する各国の対応が不確定である中、明確な指針がない。

例えば、関税負担前の利益水準を基準として移転価格を設定した結果、関税負担後の米国子会社の利益率が独立企業間レンジを下回れば米国側で移転価格課税リスクを生じさせる可能性がある。一方、関税負担後の利益水準を基準とした場合には、取引相手国（日本を含む）の税務当局の関税負担に係る見方によって、当該国で移転価格リスクを生じさせる可能性がある。今回のような特別な状況下で、各国税務当局が調査においてどのような執行を行うかは、第2次トランプ政権開始から半年以上が経過した現時点でも不透明であるが、追加関税の負担者及びその負担割合を巡って複雑な議論が展開されることが予想される。

また、追加関税支払は、対米輸出を行う企業にとっては直接的な税コスト増となるため、販売単価を下げる方向にインセンティブが働くかもしれない。一方で、大幅な取引価格の変更は当該取引価格を米国輸入時の関税評価額とすることの妥当性についての議論を招く可能性がある点に留意が必要である。関税評価額と移転価格の関係について、各国関税当局の見解にはばらつきがあるが、移転価格分析やAPAに基づき設定される取引価格は関税評価額の妥当性を説明するのに一定程度有用であるものの、それだけでは十分ではないというのが大勢の見方であり、米国の立場もこれに類する。輸入価格引下げの背景には今般の追加関税政策があることが明確である中、実務的にどこまでの関税調査執行が行われるかは判然としないが、関税評価額が以前の関税評価額と大きく異なることは、米国税関当局の精査の対象となる可能性を高めるであろう。不確実性の高い状況下での価格設定に際して、関税評価額を暫定的なものとして最終化までの期間を設ける施策（[Reconciliation Program \(USA.gov ウェブサイト \(英語\)\)](#)）の活用などの検討も対応策の一つとしてあげられる。

今後の追加関税政策の見通しは不明確であり、関税の影響を加味した比較対象企業を選定することは実務上容易ではない。追加関税が比較対象企業の年間財務データに反映され、それが入手できるまでには時間もかかる。また、比較対象企業ごとに異なるサプライチェーンに基づく各社の関税影響額を一定程度の精度を担保して分析するには大きな困難が伴うと考えられる。

反対に、検証対象である米国子会社の財務実績に与える追加関税政策の影響を定量化した上で、ターゲット利益水準に対して調整を加えることも検討されるが、影響が非常に大きい場合には調整のインパクトが大きく出過ぎ、実際の比較対象企業と比較して現実的な水準とはならない可能性も予想される。

その他、米国子会社の利益水準検証では関税の影響額を取り除いた上で、別途、追加関税の負担者とその金額の取扱いを協議するという方法も想定される。

依然として不確実性が残る状況下ではあるものの、対米輸出を行う企業は、関税負担前と後の利益水準と比較対象企業の利益率レンジの比較や、関税評価額の変動、移転価格調整方法に係るシナリオ検討等の影響分析を予め行っておくことが推奨される。

(2) 日米事前確認の対応

日米二国間事前確認制度（Advanced Pricing Arrangement／Agreement：以下「APA」）を申請し、日米税務当局からの確認を取得済み（Agreementを締結済み）の事案で、追加関税の影響が大きいケースでは、APAの重要な前提条件に関税負担についての言及があるかどうかにかかわらず、再協議となる可能性があることが示唆されている。実務的には、追加関税に係る影響額を分析し、APA年次報告書で開示の上、審査を経て、必要に応じて日米税務当局間で協議を行うという対応が予想される。

申請済みAPAが審査中、又は協議中の事案である場合には、当初申請ポジションには米追加関税の影響が加味されていないことから、まずは影響分析を行った上で、協議ポジションが再考されることになるだろう。

また、審査中又は協議中の事案について、関税に係る影響を重要な前提条件に明文化して織り込むかどうかは、流動的であると見られる。第1次トランプ政権下の米中関税政策の対応においては、重要な前提条件に含める他、関税影響額が大きい年度を検証対象から除外、追加関税負担を日米で折半する等、影響金額と事案の状況に合わせて個別に判断されていた。第2次トランプ政権下における追加関税への対応についても、事案毎の協議で米国税務当局の意向を踏まえながら着地点を検討していくことになると予想される。繰り返しになるが、申請済みAPAの確認対象取引について関税の影響を考慮する前の申請ポジションに従い移転価格調整を実行しようとする場合には、当該調整が協議の行方に影響を与える可能性があるため、対応に係る納税者ポジションを整理した上で、事前に国税局・国税庁と協議を行うことが推奨される。

直近の日米相互協議で取り上げられた事案では、米国追加関税の影響があると見込まれるものについて、例えば以下の情報について納税者に対する依頼があった。

- 関税影響額
- 確認対象法人の費用又は損失負担額
- 価格改定や契約変更の実績又はその予定の内容が分かる資料
- 顧客への価格転嫁の実績又はその予定のある関税額
- 生産移管や調達先変更等サプライチェーン変更の具体的計画や追加費用負担額

第2次トランプ政権による追加関税政策については、今般の合意と履行に関して引き続き不透明さが残る状況ではあるものの、事案ごとに日米当局間で対応策が検討される可能性が高い点に鑑みれば、不確実な事項については何らかの仮定や推定を用いてまずは影響額を試算し、納税者から積極的に情報提供を行って、対応策に関する検討・協議を推進するという姿勢も必要となろう。

本ニュースレターは、2025年8月4日現在の情報に基づいて執筆している。

（東京事務所 佐伯 拓也、中島 美佐、武藤 功哉、牧野 宏司、山川 博樹、伊達 晶子）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800（代）

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000（代）

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533（代）

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 7 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>